

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和元年9月25日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800429 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1900016 号

第 1 結論

昭和 25 年 4 月 1 日から昭和 26 年 3 月 23 日までの期間について、請求者の請求に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 26 年 7 月 1 日から昭和 27 年 9 月 1 日までの期間について、請求者の請求に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 28 年 4 月 20 日から昭和 31 年 7 月 1 日までの期間について、請求者の請求に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 25 年 4 月 1 日から昭和 26 年 3 月 23 日まで
② 昭和 26 年 7 月 1 日から昭和 27 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 28 年 4 月 20 日から昭和 31 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 25 年から昭和 31 年に A 社に入社するまでの間、駐留軍部隊で調理や給仕の仕事をしていた。勤務場所は、B 市の C 部隊、同じ敷地内の D のほか、E 部隊、F 部隊であるが、勤務期間については明確には記憶しておらず、部隊名も正確ではないかもしれないが、請求期間①、②及び③において正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者が D に勤務した時の同僚として姓を記憶する者と同姓で同年代の者に係る厚生年金保険被保険者記録が B 渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できるものの、当該者の連絡先は不明であり、同被保険者名簿において被保険者として記録されていた者のうち連絡先が判明した複数の者に文書による照会を行ったが、回答を得られない。

また、請求期間①当時、進駐軍労務者は国の事務所に使用される者として、厚生年金保険法の適用を受けることとされ、各地方に国の委任業務機関として設立された渉外労務管理事務所において被保険者として適用するとされていたところ、請求者が勤務地であるとする B 市を管轄していた B 渉外労務管理事務所に係る記録を管理する H 防衛事務所から、昭和 25 年 4 月から昭和 31 年 7 月までの人事記録及び厚生年金保険関係書類等を探索した結果として、請求者に係る連合国軍関係常備使用人登録票の提出があり、同登録票によると、請求者に係る記録は、

B 渉外労務管理事務所における厚生年金保険被保険者記録（昭和 26 年 3 月 23 日資格取得、同年 7 月 1 日資格喪失）と符合する記録（昭和 26 年 3 月 23 日雇入、同年 6 月 30 日退職）のみであり、当該記録以外はないことから、請求者の請求期間①における勤務実態について確認することができない。

さらに、I 県の駐留軍関連の厚生年金保険の適用事業所に関する資料により、請求者が勤務した部隊として記憶する D、E 及び F を部隊名に含む渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、請求期間①において、請求者の氏名は見当たらない。

- 2 請求期間②及び③について、請求者の主張及び収集した関連資料からは事業所を特定することができないことから、請求者の勤務実態について確認することができない。

また、「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和 26 年 7 月 3 日保発第 51 号・厚生省保険局長通知）により、連合軍要員のうち、非軍事的業務に使用される者及びハウス等個人的に使用されるに至った者については、昭和 26 年 7 月 1 日以降は政府の直備使用人としての身分を喪失することとなり、ハウス、ホテル等のいわゆる家事使用人及びクラブ、宿舎施設、食堂、映画事業等に使用される者は、厚生年金保険の強制被保険者とならない取扱いとされたため、駐留軍部隊で調理や給仕の仕事をしていたとする請求者は、請求期間②及び③当時、厚生年金保険の強制被保険者ではなかったものと考えられる。

- 3 このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。